

住宅用家屋証明書

租税特別措置法
施行令

- (イ) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの
(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

令和5年7月14日

- (ハ) 新築
(ニ) 取得

がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	国頭郡伊江村字東江前38番
申請者の氏名	伊江 太郎
家屋の所在地	国頭郡伊江村字東江前38番地
家屋番号	38番
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

令和5年8月15日

名城政英